

# 令和4年度与党税制改正大綱、公表—自民党・公明党

去る2021年12月10日、自民党および公明党は、「令和4年度税制改正大綱」を公表した。法人関連の主な改正事項は次のとおり。

## 電子取引の取引情報における電帳法の保存要件の宥恕措置

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、2022年1月1日から2023年12月31日までの電子取引について、その保存要件に従って電子取引の電磁的記録を保存することができなかったやむを得ない事情があると税務署長が認める場合等は、制度の保存要件にかかわらず、保存できる経過措置を講じる。2022年1月1日以後の電子取引の取引情報について適用する。

## インボイス制度の見直し

適格請求書発行事業者の登録について、免税事業者が2023年10月1日から2029年9月30日までに適格請求書発行事業者の登録を受けると、その登録日から適格請求書発行事業者となることができる。

2023年10月1日以後、仕

入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができる。

## グループ通算制度の施行に伴う見直し

投資簿価修正において、通算子法人の離脱時に、その通算子法人株式を有する各通算子法人株式を有する各通算子法人株式の帳簿価額とされるその通算子法人の簿価純資産価額に、その資産調整勘定等対応金額を加算できる。その他、グループ通算制度に関する離脱等に伴う資産の時価評価や、外国税額控除の見直しを行う。

## 積極的賃上げ等の促進措置

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告法人が2022年4月から

## 法務

# ウェブ開示によるみなし提供制度の対象に係る改正会施規等、公布—法務省

去る2021年12月13日、法務省は、法務省令45号「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」を公布した。

2023年度末までに開始する各事業年度において、継続雇用者給与等支給額の前期からの増加率が3%以上の場合、その増額の15%を税額控除できる。

## 5G投資促進税制の延長

見直しを行ったうえで、3年延長する。税額控除率について、事業の用に供した時期が2022年度の場合は15%、2023年度の場合は9%、2024年度の場合は3%とする。

## 資本税制関係の見直し

完全子法人株式等に係る配当等への源泉徴収を不要とする措置、子会社株式簿価減額特例の見直し、みなし配当額の計算方法等を見直しを行う。

## 過大支払利子税制の見直し

過大支払利子税制を、外国法人の法人税の課税対象とされる恒久的施設（PE）を有する外国法人に係るPE帰属所得以外の国内源泉所得と、PEを有しない外国法人に係る国内源泉所得の金額についても適用する。

## 今月の税務

| 日付                           | 項目  | 備考・コメント  |
|------------------------------|---|--|
| 1月11日(火)まで<br>(10日(月)が祝日のため) | ① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年12月分)  | ① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。   |
| 本年最初の給与支給日の前日まで              | ② 給与所得者の扶養控除等申告書の提出   |  |
| 令和4年1月31日(月)まで               | ③ 支払調書の提出、源泉徴収票の交付<br>④ 給与支給報告書の市町村長への提出<br>⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年11月期)<br>法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税<br>⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告<br>1ヵ月延長法人(令和3年10月期)<br>2ヵ月延長法人(令和3年9月期)<br>⑦ 消費税確定申告(1ヵ月ごと)(11月期)<br>⑧ 消費税確定申告(3ヵ月ごと)(2月、5月、8月、11月期)<br>⑨ 法人の中間申告(半期・5月期)<br>法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税<br>⑩ 法人消費税の中間申告納付<br>直前期年税額4,800万円超のとき 1ヵ月ごと(11月期を除く)<br>直前期年税額400万円超のとき 3ヵ月ごと(2月、5月、8月期)<br>⑪ 固定資産税の償却資産に関する申告 | ⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。<br>⑦～⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 |

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業報告に表示すべき事項の一部ならびに貸借対照表および損益計算書に表示すべき事項を、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象とするもの。

当該事項をウェブサイトに掲載し、そのURL等を株主に通知すれば、当該事項に係る情報

が株主に提供されたものとみなす。また、取締役は、株主の利益を不当に害しないよう特に配慮しなければならぬ。

公布日から施行され、2023年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日前に招集手続が開始された定時株主総会に係る提供については、なおその効力を有する。

会計

## リース構成部分と非リース構成部分の区分等、検討

—ASBJ、リース会計専門委

去る2021年12月6日、企業会計基準委員会は第106回リース会計専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

重要性に関する定め

リースの会計処理における重要性に関する定めについて審議が行われた。

重要性の閾値に関して、現行のリース適用指針と同様に、数値を基礎とした簡便的な取扱いを設けることについて、事務局から、数値基準を設け、重要性のガイダンスは設けけないとする案が示された。

専門委員から「数値基準は、

金額ではなく比率にするべきでは」との意見が聞かれた。

リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分

リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分について、第104回専門委員会(2021年10月10日号(No.1624) 情報ダイジェスト参照)で事務局提案が示されたが、その際に出された意見をもとに、再提案が行われた。

特に維持管理費用相当額(リース物件の維持管理に伴う固定資産税、保険料等の諸費用)については、次の2つのいずれかの方法による会計処理を認め

会計・監査  
カナメの要

### 経済合理性とはどういうことですか

公認会計士  
手塚 仙夫

経済合理性という言葉がある。いろいろな局面で使われるという印象があるが、あらためてその意味を問われると説明が難しい。私が思うつくのは、ある行為が経済的に理に適っているのかということである。ここで経済とは、ある辞書によれば「人間の生活に必要な物を生産・分配・消費する行為」というの一切の社会的関係」とある。現代風に考えれば、「物」にはITを含めたサービスも含まれるだろう。この定義が正しいという前提で、「理」に適っているかどうかは、ある行為が生産・分配・消費のどの分野に関わり、取引当事者のそれぞれの位置づけが明確であり、かつ社会に貢献できているかどうかで判断できるという解釈が成り立つ。

ここで、このような理解のもと、会計の分野のなかでこのテーマを考えてみたい。

たとえば、商品の販売行為を取り上げてみたい。これは商品を仕入れて他者に販売する行為であるが、理に適っているかどうかは、まず商品が社会に貢献するものとして支持されるものかどうか、仕入先は商品取扱者として第三者から納得を得られる者か、商品の販売先は当該商品を取り扱う理由

あるいは目的が明確であるかなどをチェックすることになる。このなかのどれかに疑問を感じる場合、当該取引は何か問題がある、すなわち経済合理性が確認できないということになるかもしれない。

また、新しい取引が発生した場合、わが社の位置づけは生産・分配・消費のどの分野に属するのかにより、会計処理が変わる可能性がある。生産行為であれば原価計算や棚卸資産、分配行為であれば債権・債務、消費行為であれば固定資産あるいは経費などである。

最近、経済環境が大きく変化しており、新たな商売も創造されている。そのため、従来の会計基準では、合理的に説明が難しい取引も多くなっている。そんなときは、当該取引の経済的意味を考え、取引当事者それぞれの位置づけと取引内容の確認を正確に行い、適切な会計処理を模索する必要がある。

取引の発生状況なども経済合理性の観点で見方ができる。期末月にまとまった取引が発生した場合、なぜこの時期にこの取引先はこの商品をこれだけの量を必要としたのか、合理的な説明ができるかどうかである。

理に適っているかどうかの判断

- ① 仕入れた先あるいはその関係先に売られる行為
- ② 代金の支払や回収条件が特異な取引(たとえば多額な現金取引など)
- ③ 経営者の知人との多額な取引
- ④ 利益率が異常な取引や類似取引と条件が異なる取引

さらに最近、将来の計画や見積りの要素を求める会計基準もある。この場合も経済合理性が判断のポイントになる。将来のことはよくわからないというのが本音ではあるにしても、計画や見積りにおける条件の設定等に際しては、経済的に理に適っているかどうかについて、今一度再確認することが必要ではないかと考えている。経済合理性も意外と難しいものである。



る案が示された。

- ① 現行リース適用指針における取扱いを踏襲する方法：借手が差し引く金額は、維持管理費用相当額の合理的見積額を差し引く。
- ② IFRS 16号「リース」と整合的な方法：「借手に財又はサービスを移転しない活動及

びコスト」について借手が支払う金額は、契約のなかのリースを構成する部分とリースを構成しない部分に配分する対価の一部とする方法。

専門委員からは「実務では、貸手から借手に固定資産税額などを示すことはなく、②の方法は難しい」との意見が聞かれた。

### 国際会計

## IFRS 17号・9号の適用開始時の比較情報に関する修正、公表

IASBはIFRS 17号「保険契約」の一部修正するため、「IFRS 17号とIFRS 9号の適用開始—比較情報」を公表した。

### 公表の背景

IFRS 17号とIFRS 9号「金融商品」は整合的な会計基準であることから、多くの保険会社では2023年からの同時初度適用に向け、現在準備中である。

その過程で、両基準における経過措置の相違から、比較対象期間における金融資産と保険契約負債の間で重大な会計上のミスマッチが生じる可能性が認識された。このミスマッチを解消

するため、IFRS 17号の狭い範囲の修正が今回行われた。

### ミスマッチの原因と修正内容

ミスマッチの原因は図表のとおり、修正再表示する比較対象期間（2022年1月から2022年12月）に認識の中止が行われた金融資産について、IAS 39号「金融商品…認識及び測定」が適用されることにある。これは、IFRS 9号が適用開始日（2023年1月）に存在しない金融資産には適用できないからである。

そこで、こうした金融資産にもIFRS 9号と整合する方法で比較情報を表示する選択肢（分類上書き）を認めるように

IFRS 17号を修正した。これにより、会計上のミスマッチを回避でき、比較情報の有用性の向上が期待される。

### 適用時期と影響範囲

今回の修正を含むIFRS 17号は、2023年1月1日以降開始する事業年度から適用される。なお、今回の修正は任意適用のため、修正内容の適用を選択した場合に影響を受ける。

(図表) 比較対象期間と適用基準

| 財務諸表の年次      | 金融資産              |                    | 保険契約負債  |
|--------------|-------------------|--------------------|---------|
|              | 2023年1月にも存在する金融資産 | 2023年1月には存在しない金融資産 |         |
| 2022年        | IAS39号            | IAS39号             | IFRS4号  |
| 修正再表示した2022年 | IFRS9号            | IAS39号             | IFRS17号 |
| 2023年        | IFRS9号            | —                  | IFRS17号 |

## 法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和3年10-12月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和3年10-12月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,492社  
回答企業数 11,282社  
回収率 77.8%

| 景況    | ●貴社の景況<br>令和3年10~12月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は9.6%ポイントとなり、令和3年7~9月期以降2期連続の「上昇」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は令和4年4~6月期に「上昇」超に転じる見通しとなっています。   | 貴社の景況判断BSI (「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント) |                    |                 |                 |       |      |      |      |       |      |      |      |
|-------|---|---|--------------------|-----------------|-----------------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|
|       |   | 令和3年7~9月<br>前回調査                        | 令和3年10~12月<br>現状判断 | 令和4年1~3月<br>見通し | 令和4年4~6月<br>見通し |       |      |      |      |       |      |      |      |
|       |   | 大企業                                     | 全産業                | 製造業             | 非製造業            | 全産業   | 製造業  | 非製造業 |      |       |      |      |      |
| 国内の景況 | ●国内の景況<br>令和3年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は22.0%ポイントとなり、令和2年10~12月期以来4期ぶりの「上昇」超、中堅企業、中小企業はいずれも「上昇」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は令和4年1~3月期に「下降」超に転じる見通しとなっています。 | 3.3                                     | 9.6                | 7.2             | 3.8             | 7.0   | 7.9  | 6.2  | 3.1  | 1.5   | 10.4 | 7.7  | 4.2  |
|       |   | 0.2                                     | 10.7               | 7.8             | 10.0            | 0.0   | 6.7  | 5.1  | 9.8  | 0.2   | 11.9 | 8.6  | 10.0 |
|       |   | ▲18.0                                   | ▲3.0               | ▲7.6            | 0.5             | ▲18.1 | 1.3  | ▲4.0 | 1.6  | ▲17.9 | ▲3.8 | ▲8.3 | 0.3  |
| 雇用    | 令和3年12月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は14.7%ポイントとなり、平成23年9月末以降42期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は「不足気味」超で推移する見通し、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。                       | 国内の景況判断BSI (「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント) |                    |                 |                 |       |      |      |      |       |      |      |      |
|       |   | 令和3年7~9月<br>前回調査                        | 令和3年10~12月<br>現状判断 | 令和4年1~3月<br>見通し | 令和4年4~6月<br>見通し |       |      |      |      |       |      |      |      |
|       |   | 大企業                                     | 全産業                | 製造業             | 非製造業            | 全産業   | 製造業  | 非製造業 |      |       |      |      |      |
| 売上高   | 令和3年度は、4.0%の増収見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。   | ▲1.4                                    | 22.0               | 11.6            | 9.3             | 4.9   | 17.7 | 11.2 | 7.1  | ▲4.4  | 24.0 | 11.8 | 10.3 |
|       |   | ▲7.4                                    | 20.8               | 11.1            | 15.4            | ▲0.3  | 18.5 | 12.1 | 14.2 | ▲9.5  | 21.4 | 10.8 | 15.8 |
|       |   | ▲27.8                                   | 1.1                | ▲2.9            | 3.5             | ▲26.4 | 3.6  | ▲0.2 | 8.5  | ▲28.1 | 0.7  | ▲3.4 | 2.5  |
| 経常利益  | 令和3年度は、17.5%の増益見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増益見込みとなっています。  | 国内の景況判断BSI (「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント) |                    |                 |                 |       |      |      |      |       |      |      |      |
|       |   | 令和3年7~9月<br>前回調査                        | 令和3年10~12月<br>現状判断 | 令和4年1~3月<br>見通し | 令和4年4~6月<br>見通し |       |      |      |      |       |      |      |      |
|       |   | 大企業                                     | 全産業                | 製造業             | 非製造業            | 全産業   | 製造業  | 非製造業 |      |       |      |      |      |
| 設備投資  | 令和3年度は、5.3%の増加見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。   | ▲1.4                                    | 22.0               | 11.6            | 9.3             | 4.9   | 17.7 | 11.2 | 7.1  | ▲4.4  | 24.0 | 11.8 | 10.3 |
|       |   | ▲7.4                                    | 20.8               | 11.1            | 15.4            | ▲0.3  | 18.5 | 12.1 | 14.2 | ▲9.5  | 21.4 | 10.8 | 15.8 |
|       |   | ▲27.8                                   | 1.1                | ▲2.9            | 3.5             | ▲26.4 | 3.6  | ▲0.2 | 8.5  | ▲28.1 | 0.7  | ▲3.4 | 2.5  |

(注) 本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付          | 法規等                      | 出所    | 備考   | 掲載号 |
|-------------|--------------------------|-------|--|-----|
| 2021年12月6日  | 「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂 | ASBJ  | 実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」に関して、適用期限を1年間延長する公開草案を2021年12月公表目標とすることを明記した。<br><a href="https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/2021_1206.pdf">https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/2021_1206.pdf</a>                   | —   |
| 2021年12月10日 | 監査基準委員会報告書580「経営者確認書」の改正 | JICPA | 収益認識会計基準の公表および金融商品会計基準等の改正を踏まえ、「付録2 経営者確認書の記載例」を改正するもの。本改正に伴い、監査・保証実務委員会報告83号「四半期レビューに関する実務指針」の適合修正が行われている。<br><a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20211210afb.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20211210afb.html</a> | —   |

金融

物価動向や政治リスクがドル高要因

為替市場でドル高傾向が続いている。ドル/円は10月以降上昇が加速し、11月下旬にはほぼ4年8カ月ぶりに115円台を付けた。ドルの堅調地合いは対円のみならず、対欧州通貨でも顕著になっている。ユーロ/米ドルは、5月末から11月末までに1・2ドル台前半から1・1ドル台前半へ、ほぼ一本調子の下落、英ポンド/米ドルも同期間1・4ドル台前半から1・3ドル台に同様の下落傾向を示している。欧米間の市場金利格差が拡大しているためだ。

背景には、2つの地域で異なる金融政策がある。欧州の中央銀行は利上げに積極的ではない。11月4日、イギリスの中央銀行であるイングランド銀行は、市場の大方の見方と異なり、「インフレ率の高止まりは一時的」として利上げを見送った経緯がある。この考え方は、この時点ではパウエル米FRB議長と同じであり、日銀、欧州中央銀行、米FRBが利上げを実施していないなか、先陣を切ることによる外為市場への影響を考慮したのかもしれない。ラガル

ド欧州中央銀行（ECB）総裁も11月3日、2022年中の利上げの可能性は非常に低い、と発言している。その後の新型コロナウイルス「オミクロン型」変異株の出現や、ロシアのウクライナへの軍事侵攻の可能性が、ロシアとドイツを結ぶ天然ガスパイプラインの停止を引き起こすおそれなど、欧州経済へ与えるリスクもあり、利上げ日程を視野に入れる状況ではない。

証券

インフレが新たな市場リスクに

逆にアメリカでは、パウエルFRB議長が11月30日に行った議会証言で、FRBの利上げ準備に向かう姿勢の強さが市場に認識され、景気や雇用情勢を意図するよりインフレ抑制が強調された。欧州とは金融政策の見通しが異なる状況となった。直近のアメリカとユーロ圏における前年同月比の消費者物価指数は、総合が6・8%と4・9%、コアが4・9%と2・6%と各々上昇している。インフレ率格差が拡大し、東欧地域の政治リスクが続けば、まずはドル高が持続する可能性がある。

新型コロナウイルスの変異株オミクロンの感染が世界的に拡大しつつある。ただ、オミクロン株については、感染力は強力だが、重症化率、致死率は低く、脅威の程度は低いという指摘もある。しかし、コロナ禍の状況をみると、感染上位国はG7メンバーの経済大国が大半で、多くの国で経済・社会活動の規制が続いている。そのため、欧米主要国では景気回復の勢いが期待されたレベルに至っていない。

ところが、世界の需要回復は十分とはいえないのに、コロナ禍の影響もあって石油や半導体を筆頭に産業の原料・部品の供給が不調であり、関連物資の価格高騰が続いている。経済大国アメリカでは、卸売物価、消費者物価の上昇率が何十年振りの高水準となってきた。日本を含む他の先進国も卸売物価の急騰が始まっている。

かしくないが、金融の中心・米市場では金利の変動はごくわずかであり、オミクロン・ショックで調整か、と思われた株価も次第に戻りつつある。米市場がこのような動きであれば、各国の株価も右へ倣え、である。また、世界の証券市場にとつて、大きなリスクとして指摘されてきた中国の巨大不動産企業・恒大グループのデフォルト問題はここへきて、社債の一部に利払い遅延が発生したが、市場の反応は薄い。国家資本主義の中国ゆえに国家が問題沈静化を図ると考えているのだろうか。

インフレは、証券市場が直面する大問題に浮上してきたと思われるが、焦点となっている米市場は米FRBの状況判断、政策手腕を信頼し、高インフレにも何ら動じない。FRBは、インフレは景気回復に伴うさまざまな要因が重なって現実化したもので、企業の生産が増加していけば短期間で終息すると主張してきた。しかし、ここへきてインフレに対する発言が少し変化してきたとの見方もある。市場にやさしいFRBの政策はいつまで続くかが注目される。